



【過去問情報】

●日時：2009年2月6日（金）15:05～16:05（60分）

●場所：900番教室

●備考：持込一切不可

【内容】

以下の語句を説明しなさい

- ①市民文化
- ②非ゼロサム的権力観
- ③古典的民主主義
- ④シュンペーター

0. 政治学とはどのような学問か

(1) 政治学の意味：政治学は「役に立つ」か？

①政治学

「対象」との距離は大きい ⇔ 法学・経済学などはすぐに役に立つ学問

⇒すぐには役に立たないが、実用価値がないというわけではない

例えはライスやキッシンジャーは政治学者出身
一般国民への説明能力という観点から見れば政治学が有益な場合も

★実用価値ばかり重視してはならない！

一見すると実用価値のなさそうな「歴史」を考えることで、現在がわかる

⇒政治を見る「目」を養うこと、政治について考える「道具」を身につけることが最重要

②政治学の方法論

a. 政治学…political science (客観的実証科学という色彩強い¹…アメリカの影響)

★他にも、political theory や political study ということもある

⇒多様な意味合いをもつ！

{ 広義の政治学：政治思想史・政治史・行政学 etc.
狭義の政治学：①現代政治・②原論 ★本講義では、「原論」を取り扱う

であるがゆえに

b. 単一のパラダイムを持たない

●パラダイム paradigm：模範的な理論体系 (ex. ニュートン力学・天動説／地動説)

★社会科学においては、特に経済学で単一のパラダイム（均衡分析）が存在する

⇒パラダイムを学ぶことは、その学問領域を一つの discipline としてまとめるうえで重要
しかし、政治学は多様である！

¹「はたして本当に science なのか？」という問題は面白いが、本講義では割愛



c. 政治学の多様化

- かつては政治学にも体系性があった

…「政治思想史→政治史→原論」という体系だった政治学の学習がなされてきた

- しかし、他の学問分野の理論を数多く受容することにより、専門的分野が分化した（タコツボ化）

【例】行動論 behavioralism →かつての制度論とは一線を画する science 的性格の導入

+ 心理学的手法も用いる（米で 50 年代→日本では 70 年代）

社会学・経営学における組織論→官僚制研究に取り入れられる

経済学的・数理的理論→ゲーム理論（「効用の最大化」を思考）などの導入、公共政策論など

★現代政治と政治思想史との関係が希薄になってしまったのはよろしくない

d. 政治学の目指すものとは

- ・大嶽秀夫曰く「政治という現象があり、それを色々な角度で色々な discipline から分析すること」
- ・単一のパラダイムがないせいで、政治学は馬鹿にされることが多い

しかし、

{ 物事はある単一の見方でとらえることなんて無理（科学的手法の限界） }
⇒多面的アプローチが可能なのは、政治学の利点であるのだ！ }

★政治学固有の領域…政治／政治的なるものの特質を認識すること

【政治にある独自要素を見抜くことこそ最重要なのだ！】 ★「公共性」などは政治学固有の領域



1. 政治 (politics)

(1) 「政治」の定義

★ 「政治」 = 「政府や政治家に関するもの」?

…これでは反復にすぎない! ⇒その「働き」を考える

- { ア) **政策**としてのイメージ (社会の問題を解決する働き)
- イ) **統治**としてのイメージ (秩序を創出する働き)
- ウ) **闘争**としてのイメージ (権力を追求する働き)

★これまで「政治」はどのようにとらえられてきたのであろうか?

① **利益中心の見方** (公的意志決定機関に関わる人間や集団の行為や相互関係 [政治過程] に着目する見方)

…各々の利益の最大化を目指し公的意志決定過程に影響力を行使しようとする個人や集団の競争的活動

ex. 政治家は選挙を重視し、利益集団は自集団の利益を重視する

⇒【「利益集団」→「政治家」→「官僚」】という圧力構図が完成する

●この見方は利益集団に着目しているという点で、**多元主義論 (pluralism)** につながる

② **権力中心の見方**

【参照】「政治I 講義ノート」210・430

- 権力の形成と配分について (by H.D.Lasswell)
- コントロール、影響、権威を多くの程度において含む人間関係の持続的パターン (by R.Dahl)

③ **「価値の権威的配分」(by D.Easton)** … 「政治=遍在するもの」と捉える

●「価値」⇒諸価値 (典型的にはお金 money)

●「権威的配分」: 色々な目的に使われる

⇒その社会の大部分の人によって拘束的なものとして受け取られる決定に従い配分される、ということ

皆が自然と言うことを聞くもの (ex. 「税金を払え」)

④ **公共性を重視する見方**

★ 「公共性」…政府の「政治」とその他の「政治」との相違のこと

a. **Bernard Crick** による定義

「政治学」: 社会全体に影響を与える利害と価値をめぐって生じる紛争についての研究であり、またどうすればこの紛争を調停することができるかについての研究

「政治」: 与えられた統治単位内における諸利益の対立を、それぞれの利益が共同体全体の福祉と生存に対して持つ重要性に応じて、権力に参加させつつ、調停するところの活動

⇒政治権力は公共の利益を実現することを求められている

★政治 (politics) の語源…ポリス (polis)

自由人により構成 ★この「自由」: 支配者と被支配者の平等のこと

⇒ポリス全体のことを考えるよう期待されていた…公共性の重視



★ここで分かることは、**公共性成立の前提是自由人の存在**なのである、ということ

b. 佐々木毅による定義

「政 治」：自由人から成る一つの共同体の中での公共的利益にかかる権力を伴った、多元的主体の活動

★このように、**公共性は重要**ではあるが、**公共の利益の実現**のためには**権力**というものは**必須**である



c. 内山融による定義

「政 治」：公的権力によって、多元的な利益・価値を調整・統合し、公共の利益を実現する活動

★「利益」と「価値」について

「利益」という言葉は自己の主張が強い（利己的、物質的） cf.米の多元主義論…自己利益追求中心
「価値」：道徳的、利他的、精神的なもの

⇒政治においては、「**主観的には認識されていない利益を理解させること**」が重要になってくる
(利益や価値を創造する積極的な役割が期待されているのである)

★この定義は「**叙述的概念**」（事実論）ではなく、「**規範的概念**」（べき論）である

●概念の定義は規範的営為である（事実を叙述したものがそのまま概念になどならない）

…あらゆる概念には何らかの**視座 perspective** や**価値観 value** が入り込んでいる

⇒それゆえ、概念は現実のどの部分を切り取るのかによって変わるものである

（概念の定義：特定の視座・価値観に基づき現実を切り取ること）

⇒その人が何を大事に思うのかによって、概念の定義は変わるのだ！

●ゆえに、新たな定義を行うことで、それまで分からなかった現実の一側面が明らかになる

⇒現状の認識・批判・変革へつながる

（注）「現実的にものごとをとらえる」という行為自体、一種の価値判断が潜んでいる

それゆえ、不断に世界を再解釈し続けることが最も重要なことである

(2) 「政治」と「行政」

①形式的定義—**主体**に着目した見方（理念型その1）

政 治：政治家（公選職の人々）の活動 ex.大統領や議員および議会
行 政：官僚（任命職の人々）の活動 ex.官庁などの行政機関

②実質的定義—**機能**に着目した見方（理念型その2）

政 治：諸利益・諸価値の調整や統合（政策の決定）
行 政：調整や統合の結果を実現（政策の立案・執行）※一定の裁量が存在

③分類の意義…★政官関係（政党優位 or 官僚優位）という議論の存在

政党優位論：多元主義論に基づく
官僚優位論：日本では旧来よりこちらが有力

★主体に着目すると政党優位論が優勢だが、機能に着目すれば官僚優位論が優勢となる

ex.族議員…官僚に対しては強力→一見すると政党優位のように見える



★しかし、政策を作るのは官僚（＝イニシアティブは官僚にあり）なので、

族議員は価値の統合ができていないことになる【行政的政治家】

逆に、官僚が政治的役割を演じることもある【政治的官僚】



2. 政治システム論 (political system)

(1) 政治システム論 (by David Easton) cf. Easton : 「価値の権威的配分」を主張

★**システム**：相互に関連する諸要素により構成された統一的全体

① Easton による定義

政治システム：政治的と呼ばれる具体的な社会活動の統合的に関連付けられた諸側面を確認するために設計された分析的用具

★ようするに、

「政治を概念化・抽象化して分析するためのもの」ということである（科学的な政治分析が可能）

★このような考え方、**行動論 behavioralism** の考え方と関連がある

② 政治システムの三層

a. **決定者 authorities**：価値の権威的配分を具体的に行う当事者（＝政府）

b. **体制 regime**：決定が定められる方式や要求が解決される方式などを定めた一連のルール
ex. 日本国憲法体制／デモクラシーetc.

c. **政治的共同体 political community**：同じルールを共有する人間の集団 ex. 「日本人」「アメリカ人」

★政治システムの「変化」… a および b の変化のこと

政治システムの「崩壊」… c の変化のこと

③ 入力 input : 要求と支持

★入力：環境から政治システムに送り込まれるもの

a. **要求 demand**：問題の処理や解決を政治システムに求めること

（特定の問題に関して、権威的価値配分が行われるべき or not を表明すること）

★要求は政治的システムにとっては**圧力 stress** である

⇒要求が大過剰（過負荷 overload）になるとシステムに齟齬をきたす

★ゆえに、要求を「ふるいにかける」必要性あり

⇒この役割を果たすのが、「**gatekeeper**」であり、stress は低められる

ex. 政党・圧力団体（利益集団）・マスメディア

b. **支持 support**—その二形態 ★支持：政治システムに対する協力的・賛成的態度

{ ● **一般的支持 general supports**：全体としてのシステムや、システムのもつ規範への支持
(ex. 日本政府への支持)

★個々の出力には関わりがない！

● **特定支持 specific supports**：個々の出力（具体的な政策）に対する支持

★システムのメンテナンスのためには、一般的支持が重要になる！

⇒そのためには、**教育**による政治的社会化が最重要

…その社会で共有されている政治的価値観や態度を内面化すること

(ex. 投票行かなあかーん／信号守らなあかーん)



④出力 output とフィードバック feedback

出力：諸価値の権威的配分・拘束的決定およびそれらを実行するためのもの（＝政策）
 フィードバック：出力のもたらした影響について認識する過程

★フィードバックの三形態

- i) システムそれ自体と環境の現状についての情報入手
- ii) 構成員の支持と要求についての情報入手
- iii) 出力の効果についての情報入手

※フィードバックの感度と効率がいいと、システムの存続には良い影響を与えるとされている

⑤環境 environment—その二形態

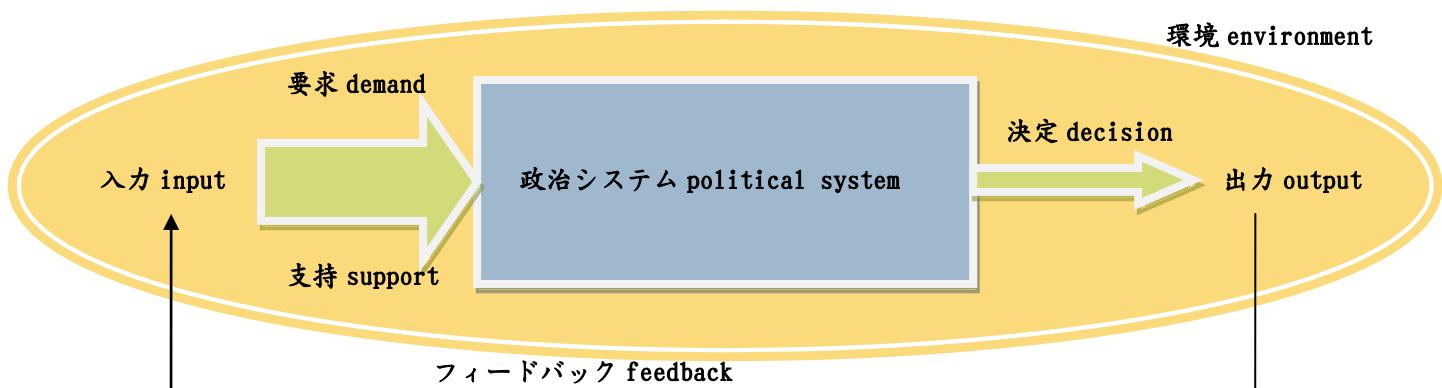
社会内環境：生態内環境・パーソナリティ・社会システム etc.
 社会外環境：国際政治システム・国際経済システム etc.

★政治システムは全体から見ればサブの存在 (one of them)

⑥批判

- 現状を肯定する保守的な理論にすぎない
- 政治システムの環境との関わりばかり見ており、システム内の重要な点（体制の変化など）は無視小

⑦まとめ…ようするに、「入力を出力に変更する装置」が「政治システム」なのである





(2) サイバネティクス論 (by Karl W. Deutsch)

①サイバネティクス **cybernetics** : 組織におけるコミュニケーションとコントロールの科学

★あらゆる組織はコミュニケーションによって統合されるとし、組織の自己制御力を強調

cf.語源…「舵手 kybernetes」(これは government の語源でもある)

②Deutsch の主張 : 政治は権力というよりも「**操縦 steering**」の問題である、とした
→よって決定的にコミュニケーションの問題となる

③フィードバックによる学習と自己制御 ★政治システムはフィードバックによって学習する

★フィードバックの二形態

●正のフィードバック **positive feedback**

…フィードバックされた情報が最初の行動を増幅するもの（同方向の行動を強める働き）
ex.貧富の差が大きい国において、不満を抱いた民衆を強権的に蹴散らす→さらに不満高まる→…
★Deutsch によれば、正のフィードバックは「病理的」であるとされている
(ある限度を超えると政治システムの崩壊を招いてしまう)

●負のフィードバック **negative feedback**

…フィードバックされた情報が目標の達成に向けてシステムの行動を変更 or 修正させるもの
ア) **目標追求フィードバック** (目標は固定しているが、手段は変わる) …「**単調な学習**」
イ) **目標変更フィードバック** (目標そのものが変わる) …「**複雑な学習**」
目標の変更により、システム内のさまざまな要素が再調整強いられる (conflict 発生)
この conflict を通じてシステムの自己変革がなされ、政治システムは成長する

④批判

- ・エリート主義的／テクノクラシー的
- ・「権力」という大事なものが軽んじられている

(3) 構造機能分析と政治文化論 (by Gabriel A. Almond)

①構造機能分析 : あるシステムにおいて、いかなる構造がいかなる機能を担っているかを分析すること

a. あらゆる政治システムには構造があり、システムの発展に伴い構造は分化する (特に欧米で顕著)

ex.絶対主義 (権力集中) —————→ 国民国家 (三権分立)

b. あらゆる政治システムは同一の機能を遂行する

★政治構造は多機能的であり、どのような構造も複数の機能を果たす
(しかしながら近代化に従い、政治構造の機能は限定されていった)



②Almondの分析—欧米の政治システムを例として—

基本的構造	入力機能	出力機能
選挙民とコミュニケーション・メディア	政治的コミュニケーション (世論伝達・政府の考え方の通知)	
圧力団体(利益集団)	利益表出 (希望する政策の表明)	
政党	利益集約 (利益表出〔要望〕のまとめ)	
議会		ルールの作成(立法)
政府と官僚制		ルールの適用(執行)
裁判所		ルールの裁定
システム全体	政治的社会化と補充 (人材養成・有権者増加)	

③政治文化論 (by Gabriel A. Almond & Sidony Verba)

a. 政治文化：政治的対象に対する指向のパターン

★指向（=意識）の三様式

- i) **認知**：知識があるかどうか
- ii) **感情**：好きか嫌いか
- iii) **評価**：判断や意見（感情より深いレベル）

b. 4つの政治的対象

- i) **一般的対象としての政治システム全体**
⇒自分が属する政治システム全体（をどの程度知っているか、ということ）
- ii) **入力対象**
⇒政党や圧力団体など（に関してどういう考え方を持っているか、ということ）
- iii) **出力対象**
⇒行政機構や政策（に関してどういう考え方を持っているか、ということ）
- iv) **参加者としての自己**
⇒政治に参加する主体としての自分たち市民（が、自身をどう思っているか、ということ）

c. 政治文化の類型化—関心の有無で場合分け— ★関心あり：1、関心なし：○で表す

	一般的対象としての 政治システム	入力対象	出力対象	参加者としての 自己
未分化型	○	○	○	○
臣民型	1	○	1	○
参加型	1	1	1	1



- 未分化型**：いずれの政治的対象にも関心が低い（1960 年のイタリア）
- 臣民型**：政治システムや出力対象には関心を持つが、入力対象や自己への関心は低い（1960 年のドイツ）
 - ★入力対象や自己に関心を持つには、**積極性**が必要とされている
- 参加型**：自国の政治的対象全てに対して深い知識・認識・意見をもち、積極的に参加する（1960 年のアメリカ）

★多くの国は、これらの政治文化のうち複数タイプが混合している状態にある

★Almond と Verba は、臣民型と参加型の混合型が Best であるとした

すなわち、市民が政治家に対し、尊敬と恭順性を持つ社会＝**市民文化 civil culture** である
(これに該当するのは、1960 年のイギリスである)

市民文化においては、政治的安定性が高い

d. 批判

- 個人の政治意識に還元されすぎている（それだけでは政治文化は捉えられないのではないか？）
 - 「ある特定のモデルに向かって世の中が進んでいる」という、近代化の発展段階に対応した理論
 - この種の収斂理論よりも、多様な**経路 path** を重んじる理論のほうが良いのではないか？
- ★この批判は、相当数の理論に当てはまる批判である



3. 権力 (power)

★権力：政治学固有の概念、と云える（政治学の歴史においては権力論が最重要！）

一般的には、AがBに対してBが望まないことを強制することが権力だと言われがちであるが、それだけでは十分ではない【このように、日常でよくつかわれる言葉の意図を考えるのは重要】

(1) 代表的な権力論

①Charles E. Merriam の権力論：

【著書】『政治権力』1934、「現代政治学の父」と呼ばれ、米政治学の代表的存在

★Merriam の権力論は、論理というよりも、政治権力の特質を叙述によって表出させているのが特徴的

a. 権力の「生誕」と「死」

●Merriam による権力の定義

権力は、集団の統合現象であり、集団形成の必要性や有用性から生まれる

★権力の「生誕」：集団を形成するとき

<権力を生み出す三要因>

- { i) 社会諸集団の緊張関係 → 自集団の組織化の必要性から権力生まれる
- ii) パーソナリティの諸類型 → ひとつの社会への統合が目指され、権力が生まれる
- iii) 権力追求者や指導者 → i や ii に彼らは対応しようとし、その過程で権力が生まれる

★権力の「死」：社会変化に適応できないとき

- { 集団間の不適合
- パーソナリティ間の調整不全
- 政治社会の基本的機能の遂行不能 (ex.侵略され滅ぼ)

b. 権力の「表」と「裏」

★権力の「表」—ミランダとクレデンダ— ※権力を心理的に補強し、安定をもたらす要素

- { ●ミランダ：賛嘆されるべき様々なもの (→大衆の情緒・感情に作用する、非合理的な側面を持つ)

【例】威容を示したり、愛国心を向上させるものが中心となる

- 記念日及び記憶に残される時代 • 公共の場所及び記念碑的道具立て
- 音楽と歌曲 • 旗や装飾品、彫像 • 制服などの芸術的デザイン
- 物語や歴史 • 念入りに仕組まれた儀式 • 行進、演説、音楽等を使った大衆的示威行為

- { ●クレデンダ：信仰されるべき様々なもの (→大衆の知性に作用する、合理的な側面を持つ)

【例】「権力に従うことはいいのだ」と民衆に納得させることが中心となる

- 政治権力：(唯一) 神による権力、という思想 (ex.天皇制・王権神授説)
- 政治権力：卓越したリーダーシップの最高度の表現、という思想 (ex.「カリスマ的支配」)
- 政治権力：何らかの同意により示された多数者の意思、という思想 (ex.デモクラシー)

★権力の「裏」—ダーティーな側面—

- 暴力、偽善、残忍、汚職、硬直性などのふじふじ的要素

c. 権力の「技術」として必要なもの



- ・社会的構成についての正確な知識
 - ・各サービスに応じた報償の分配
 - ・賢明な妥協
 - ・明白なリーダーシップの存在などの証拠提示
 - ・正義と秩序の均衡
 - ・自己放棄／自己犠牲 etc.
- ★Merriam は、支配者には利他主義が必要だと説く一方で、被支配者にも必要だと主張する
(権力は大衆の自己犠牲の精神に訴えることで、様々なものを引き出すことができる、という)

②Harold D. Lasswell の権力論

★Lasswell の権力論：権力そのものの分析 + 権力を追求する「政治的人間」の分析
⇒その際、「価値」に注目

a. Lasswell による権力の定義

権力関係：ある行為の型に違反すれば、その結果、重大な価値剥奪が期待されるような関係

・**価値剥奪**…生命・財産・名誉・自由などの剥奪のこと

b. 価値の分類

{ 尊敬価値：権力・尊敬・道徳・愛情
福社価値：健康・富・技能・知識

★人間はこれらの如き多様な価値を追求する

しかし、価値の獲得のためには、他人をコントロールする必要がある

⇒そのコントロールのためにも、価値は重要なである！

★すなわち、

人間はある価値の保有を前提として、価値付与・価値剥奪を経ながら、他人のコントロールを図り、最終的に目標とする価値を獲得しようとするのである

{ 自らが保有する価値 : **基底価値 base value**
獲得を目標とする価値 : **目標価値 scope value** という

c. 政治的人間と三類型

※この分野は夏学期「政治I」で詳しく取り上げました。その講義ノートを載せます。

210 政治人(potitical man)の理論——H. D. Lasswell

- ・Lasswell…行動論革命を担う→Freud 理論を政治学に応用
【非合理的な人間観を政治学に持ち込んだパイオニア】
- ・政治人の理論と人間の行動

B = f (o) [B : Behavior, O : Organism 生活体]

①基本的な考え方

- a. 政治人=政治にかかわる人 cf. 政治家…人々の間の利害調整が定型化された役割
 - ア) 政治…制度および機能 ゆえに、日常にも政治人は存在する
 - イ) 人…行動の側面を指す【抽象的】 ex. “economic man” By Adam Smith
- b. 社会観

ア) 定義

社会において人間は、資源(resource)に基づき、制度(institution)を通じて、価値(value)を得る



*ここでの制度とは、定型化された行動のことである

イ) 制度と価値

【制度】ビジネス 技能職 病院 家庭 政治

【価値】富 技能 健康 愛情 権力

ウ) 政治人の定義 **他人と比較して、特に権力(power)という価値を重視する人間類型**

★power を求めるのは、幼少期の価値剥奪体験に基づき、それを補完したいと望むためである

②政治人の定義 **P = p} d} r**

- P : Political man 政治人

- p : Private motives 個人的動機

特に、幼少期の家庭環境を重視【←フロイト主義】oedipal complex (子→父への複雑感情) が最重要

- d : displacement 置換 【参照】防衛機構

- r : rationalization 合理化

★個人的動機を、公共の利益 public interest に置き換えるのがP = p} d} r の意味である

③類型学

a. 性格型と政治的タイプ

【性格型】	【政治的タイプ】
-------	----------

脅迫型(compulsive)	官僚(administration)
-----------------	--------------------

劇化型(dramatizing)	煽動家(agitator)
------------------	---------------

冷徹型(detached)	外交官(diplomat)/仲裁者(conciliator)
---------------	--------------------------------

b. 説明 Lasswell、アメリカの裁判官の調査結果をもとに分類行う

→家庭環境・日常の行動により性格型を導き出し、そのうち特定のものを政治的タイプとする

ア) 脅迫型

- 経済的に豊かで社会的地位が高い家庭 (周囲から尊敬の目)
- 父は厳格かつ冷淡、母は世間体を最重要視し、子供にあたる【愛情無し】
- 典型的には年の離れた兄弟がいる場合が多く、その二人はライバル関係となる

★ものごとや人間関係について、前例重視に陥りがち

★愛情がないことから融通が利かず、一昔前の役人タイプの人間に

【例】官僚：規則一点張り・自分のテリトリーが侵食されることを極端に嫌う

イ) 劇化型

- 母は中流、父は下流階級出身→母は「自分は落ちぶれた↓↓」と感じ、その思いを子供に託す
- 父も父で母へのコンプレックスからドメスティック・バイオレンスに
- 家庭は常に緊張状態にあり、子供は親（他人）の感情を読み取るのが巧みになる

★視野が広く、多様性・目新しさを好むが、細かい点においては雑

【例】煽動家：ex. ヒトラー、小泉純一郎

ウ) 冷徹型

- Lasswell の怠慢であり具体例集まらず
- ★愛や怒りといった感情をほぼ持たず、冷酷・無慈悲となりやすい

【例】外交官・仲裁人：革命などの社会大変動の際生き残るのはこういうタイプ

④ラスウェル理論への批判



a. 歴史的制約

- Lasswellは、power seekerに恵まれた時代【第二次大戦前後】にたまたまいただけである！
ex. ヒトラー、ムッソリーニ、スターリンなどの独裁者

⇒現在では leadership と followership の関係を考える方がいいのでは？

b. エリート主義

- 世の中で権力を追求できるのはごく一部だけであり、Lasswellはそういう特殊な人だけ研究
⇒これこそエリート主義である！

c. 【重要】フロイト的人間観 ex. 幼少期の家庭環境重視

⇒やや単純化しすぎではないのか？いつもいつも $B = f(o)$ が成立するわけではない！

③Robert A. Dahl の権力論

a. Dahlによる権力の定義

他からの働きかけがなければ、aがしないであろうことを、Aがaに行わせることができたとき、Aはaに対して権力を持つ

b. 数量的な権力の測定 (←アメリカにおける科学的思考の隆盛が背景)

$$M\left(\frac{A}{a} : w, x\right) = p(a, x|A, w) - p(a, x|a, \bar{w}) = p_1 - p_2$$

Aがaに対して持つ権力の大きさ 働きかけがあるときにaが行う確率 働きかけがないときにaが行う確率

Aがaに対して権力 x を行使すると考える
M : 権力の大きさ p : 確率 w : 働きかけの量 \bar{w} : 働きかけがないこと

c. 現代の民主的社会における権力 【参照】R. A. Dahl『Who Governs?』

- 昔の時代、権力をもっていたのは王様などわかりやすかった

しかし、現代の民主的社会では、民衆なのか官僚なのか財界なのか…と、よくわからない

★Dahlの結論：「政治的資源の累積的不平等から非累積的／拡散的不平等へと変容する」

- 政治的資源：富・社会的地位・人気・情報 etc.

●累積的不平等

	政治的資源A	政治的資源B	政治的資源C
個人・集団X	たくさん	たくさん	たくさん
個人・集団Y	ちょびっと	ちょびっと	ちょびっと
個人・集団Z	無視小	無視小	無視小

- 一部の人／集団が全ての政治的資源についてたくさん持っている→累積的不平等

●非累積的／拡散的不平等

	政治的資源A	政治的資源B	政治的資源C
個人・集団X	たくさん	無視小	ちょびっと
個人・集団Y	ちょびっと	たくさん	無視小
個人・集団Z	無視小	ちょびっと	たくさん



●個別の資源については不平等だが、トータルで見ると同じように→非累積的不平等

★非累積的／拡散的不平等の社会

{ 公的機関に影響を及ぼす資源は様々な市民が利用可能
→ある資源に接近可能な人は、別の資源については接近が可能ではないし、
他の資源を支配し得るだけの力を持つ資源も存在しない
→個人だろうと集団だろうと、何らかの影響力を持つ資源というものを有している
すなわち、

多元的な社会集団がそれぞれ異なった範囲で限定された権力を分有しているのが現代民主社会
(これが**多元主義 pluralism** なのである)

{ ある分野では社会集団Aが、別の分野では社会集団Bが・・・と、権力を有する主体が違う
→**争点領域[政策分野]issue area** ごとに影響力の序列は違う }



(2) 様々な権力観

① 実体的権力観と関係的【機能的】権力観 (丸山眞男) 【参考】丸山眞男「現代政治の思想と行動」

a. 実体的権力観—権力を実体（形あるもの）として見る—

権力を人間あるいは人間集団が『所有』するものとみる立場、すなわち具体的な権力行使の諸態様の背後にいわば一定不变の権力そのものという実体があるという考え方

●「具体的な権力行使の諸態様」：AがBに働きかけが行われた結果何らかの作用が発生すること

★ある個人Aが「権力」という“モノ”を所有しているとする（権力集団や価値）

（逆にいえば、“モノ”として権力は所有が可能である、とする考え方）

★実体的権力観に立った人々として、マキアヴェッリ・カールニマルクス・ラズウェル等がいる

★実体的権力観の問題点

たとえば、とある権力Xを所有するAさんがBさんに権力を行使したときを考える

→BさんがAさんの持つ権力Xをどのように認識しているかによって、

BさんがAさんに従うかどうかは、変わってくるのである

〔例えば「不毛シケプリ」という強大な権力を所有する西園寺が、それをタテに文Ⅱに権力を

行使したとしても、文Ⅱからすればそんなものはなんら問題にはならない、というわけ〕

権力作用においては、権力を認知する側の主観的なイメージ（価値のスケール）が重要なのである

⇒よって、権力は実体としてだけではとらえられないことが分かる

そこで浮上してきたのが・・・

b. 関係的【機能的】権力観—権力を機能として見る—

権力を具体的な状況における人間あるいは集団の相互作用においてとらえる考え方

★つまり、具体的な状況の中で人と人、集団と集団との関係で権力を考えるということ

AがBに命令をする…Bが従ったとき、Aに権力ある／従わなかったとき、Aに権力ない

⇒よってBの行動が決定的に重要となってくる

（Aがどれほど権力を持っていようが、Bが言うことを聞かなければ意味がない）

またこのとき、Bが従ったとき、権力はその機能を果たした、と云えるのだ

★関係的権力観に立った人々として、R.Dahl等がいる

★言うまでもなく、権力の有無がa b それぞれの権力観で食い違つてことがある

→どちらが正しい、というわけではなく、両方考慮することが大切なのである

c. 歴史的状況と二つの権力観との関係性

I) 実体的権力観が主となる歴史的状況

→体制が固定的で階級的あるいは社会的流動性が乏しい国ないし時代 (ex.王政)

〔階級的流動性：貧乏人が大出世

社会的流動性：農村→都市の移動

★このような国ないし時代においては実体的な権力が占めるウェイトが大きい

⇒政治権力の専制性・暴力性を強調するイデオロギーが実体的権力観と結びつきやすい

II) 関係的権力観が主となる歴史的状況



→政治権力による社会的価値の独占性が相対的に低く、コミュニケーションの諸形態が発展し、社会集団の自発的形成とその間（及び国家と諸社会集団の間）の複雑な相互牽制作作用が活発に行われているような国ないし時代

★このような国ないし時代においては実体としての権力の存在は小さいので、

権力と国民〔市民〕との関係性が重要となってくる

⇒立憲主義・自由民主主義的イデオロギーが関係的権力觀と結びつきやすい

【これらには心理的契機が大事になってくる（「我々の作った政府だから・・・」ということ）】

d. 服従の内面的意味付けの重要性

●たとえばAがBに権力を行使し服従を強いる場合を考える

Bが服従することに納得するとき、AとBの間には**安定的権力關係**（＝支配関係）が成立する

●つまり、「命令→服従」という関係が一回限りではなく、繰り返し起こる現象となるわけである



②一次元～三次元的権力観 (Steven Lukes)

★[Lukes](#)は権力を関係概念として見ていることに注意すべきである

a. 一次元的権力観 (多元主義者の権力観) ex.[Dahl](#)

●権力は一元的なものではなく、分散・分有されているものであるとする

(特に利益集団の活動を中心に政治を観察するところに特徴がある)

<cf.アメリカにおいては中心的な考え方 (アメリカの利益集団まじつよい) >

●ある争点 issue をめぐっての、現実の紛争 [目に見える紛争] に着目する

⇒そこでの決定作成 decision-making において行使される権力を観察する

(たとえばA vs Bという紛争において、Aの利益となる決定がなされたときAに権力があるとする)

★ある争点をめぐって、決定が作成される際の行動に着目し、そこでの権力を見ようとする

そして、その行動には個人や集団の諸利益間の観察可能な紛争が伴う

この利益というのは政治参加を通じて示され、はっきりとした政策選好として捉えられる利益である

(すなわち、[主観的利益](#)であると云える)

★だが、こうした利益は政治参加により示されない場合もあるわけで・・・

b. 二次元的権力観 (一次元的権力観では無理な権力をとらえようとする)

●ある争点が政治過程に浮上 [政治の場で取り上げられる] してくることを抑える、ということも権力行使である、とする権力観こそが、二次元的権力観

★一次元的権力観においては、政治過程に浮上してきたために観察可能な争点について考えたが、

二次元的権力観においては、水面下の潜在的争点の浮上をコントロールする権力に着目している

ex.大蔵省改革

「予算編成を内閣主導に！」という主張、長く潰されてきた（=争点にならなかった）

→このとき、大蔵省側が二次元的権力を行使してきた、と云える

（90年代に入ると争点として浮上…二次元的権力の衰退ということ）

★二次元的権力観からみた一次元的権力観の批判

●[Dahl](#)の「権力の分有」論 (多元的・開放的政治論) の背景には、

どのようなアクターも不満は全て政策決定に反映させられる、という前提が存在している

●しかし、あくまで [Dahl](#)は事例としての争点観察のみでしかものを考えていない

すなわち、水面下の事象をスルーしている

可視的な争点にならなかったところで、権力は行使されている可能性はある

さらに、実際に不満を持つ人がいても、それが排除されてしまった可能性も否定できない

⇒[Dahl](#)の考え方にはこのような側面をとらえきれていない、と云える

(一次元的権力観が行動論主義に立っていることからくる弊害であるとも云えよう)

★二次元的権力観のまとめ

●争点の浮上を抑制する権力：非決定 (by Peter Bachrach & Morton Baratz)

★非決定…ある争点が取り上げられないように、決定作成範囲を狭めること

ニ決定作成者の価値や利益への挑戦を挫折・抑止させること

★非決定作成によって排除された人々は、「苦情」という形で自らの不満・利益表明を行う

★非決定作成を行った人と排除されたとの間の紛争は観察可能である



- 潜在的争点の顕在化を阻止するために決定が回避されることに注目している
- 一次元的権力観と同様、諸利益の間の観察可能な紛争に着目しているが、その前提としては「はっきりとした政策選好」と「準政治的不満の表明」の中に具体的に示される利益である、という点で一次元的権力観と異なっていることに注意

c. 三次元的権力観 (Lukes のキモ)

★**Lukes**、二次元的権力観でも不十分であると主張

理由I：二次元的権力観も行動論主義にとらわれすぎている

→ある争点が政治過程から排除されるのは、個人の決定（特定の行動）によると考える
しかし、「争点の排除」は、ただ特定の個人の行動だけではなく、集団の行動や制度上の慣行によってもなされるものである
(知らず知らずのうちに排除されているということも珍しいことではない)

たとえば、クラスで「駒場祭不参加」という争点を提示しようとしても(ry

理由II：二次元的権力観は、観察可能な現実の紛争に着目して権力をとらえようとしている

しかし、そのような紛争がなくても、権力が行使されていることはある

●AがBに権力行使をする、というシチュエーションを考えよう

このとき、AがBの欲求そのものに影響を与える（Bの欲求を形成する）ことを通じて
AはBに権力を行使する、と考えられるのである

〔例えば、AがBから100万円を奪おうという権力を行使するとき〕

BがAに100万円を渡すことが望ましい、とAがうまくBの考えを誘導すれば、
AとBとの間の紛争は観察不可能になる（しかし権力は行使されている）〕

⇒AはBの欲求を、自分の利益になるように形成することができる、というわけである

●三次元的権力観：人々の知覚・認識・選好を形成する権力に着目する権力観

→潜在的争点すらも政治から排除されてしまう

★ようするに大事なことは、紛争がないところでも権力関係は存在する、ということである

観察できない紛争（**伏在的紛争**）は存在する

●権力行使側の利益 vs 行使される側の真の利益との間の紛争

は、表出も意識もされない

★**真の利益**と主観的利益とは相反している、ということが重要である



③ゼロ・サム的権力觀と非ゼロ・サム的権力觀

- a. ゼロ・サム的権力觀：行使する側が行使される側の**価値剥奪**を行う、とする

AがBに100万円獲得という権力を行使したときを考える

→Aは+100万円、Bは-100万円で、その和はゼロ（これがすなわちゼロ・サム）

- これまでの権力觀はゼロ・サム的権力觀であったと云える

- b. 非ゼロ・サム的権力觀

⇒権力は常にゼロ・サム的ではなく、**権力が関係者全員に価値を与えること**だってある、という考え方

★Talcott Parsons の非ゼロ・サム的権力觀—**機能論的社會システム論**に関連して—

- 機能論的社會システム論**：全体の社會システムは、その機能に応じて4つに分化しているとされる

システム	担当機能
政治システム	集合的目標達成 goal attainment
経済システム	適応 adaptation
制度システム	統合 integration
文化システム	潜在 latency

- このうち、goal attainmentのために権力が必要である、と Parsons は考えた

(ex.治安維持のために税金集める…税金集めるためには権力が必要)

【Parsons による権力の定義】

- 権 力：
●集合的組織システムの諸単位による拘束的義務の遂行を確保する一般的能力
●集合的目標を達成するために社会の資源を動員する能力

- さらに Parsons は、一方における権力増加は必ずしも他方の権力減少をもたらさない、という
⇒すなわち、権力の総量が増えるので、両方の権力が増加するのだ、というのが彼の主張なのだ

- 権力の総量が増えることの証明—**貨幣とのアナロジー**—

政治システムにおける「権力」=経済システムにおける「貨幣」と考えることが前提

⇒権力も貨幣も、一般化された象徴的媒体である、と Parsons は語る

一般的に利用可能で、実体をもたない、価値を象徴しているもの

- ・貨幣における**信用創造**²においては、預金者が銀行に対して**信頼**を抱いていることが大切

→これは権力においても同じことが云える、すなわち政府に対する国民の信頼が大切

（国民は政府を信頼しているからこそ税金を払う）

⇒信頼していないと、政府は強制徴収という「実力」を行使せねばならなくなる

⇒だが実際政府は国民全員から税金を取り立てるほどの実力はない

★国民の信頼を前提として、政府は、実際の実力よりも多くの権力を利用可能にしている

⇒権力の「総量」が増加する（非ゼロ・サム [プラス・サム]）ことによって、

権力のゼロ・サム化を招くことなく、集合的目標（公共の利益）の実現が可能になる

² 銀行は預金を受け入れ、その資金を誰かに貸し出す。その過程で信用創造は発生する。以下は、そのプロセスの例である。

①A銀行は、X社から預金1000円を預かる。

②A銀行は、1000円のうち900円をY社に貸し出す。

③Y社は、Z社に対して、900円の支払いをする。

④Z社は、900円をB銀行に預ける。

この結果、預金の総額は1900円となる。もともと1000円しかなかった貨幣が1900円になったのは、Y社が900円の債務を負い返済を約束することで900円分の信用貨幣が発生したことによるからである。この900円の信用貨幣（預金）は返済によって消滅するまでは通貨（支払手段）としても機能する。このことはマネーサプライ（現金+預金）の増加を意味する。

さらに、この後B銀行が貸出を行うことで、この仕組みが順次繰り返され、貨幣は増加していく。このように、貸出と預金を行う銀行業務により、経済に存在する貨幣は増加する。



★Hannah Arendt の非ゼロ・サム的権力觀

【Arendt による権力の定義】

権力：人間が集まって一致した活動をすること／共に活動すること

●Arendt の権力觀

権力は個人の所有物ではない。権力は集団に所属し、かつその集団が集団としてのまとまりを持続する限り、常に現れるものである。

我々が誰かのことを『権力の座にいる』というとき、そこに実際に意味されているのは、彼が何人かの人々から彼らの代表者として行為する権利を付与されている、ということである。

⇒ようするに Arendt にとっての権力とは、

「人々が一致して活動することで、公共の利益を実現するもの」ということになるわけである

★暴力は政治権力の延長ではなく、むしろその破綻であると Arendt は語る

…暴力：説得と相互信頼という、人間の習慣の基盤たるものとの破綻であるから

★合意を重視している Arendt の考え方には、非ゼロ・サム的だと云える

●Arendt の人間行為論—その三類型—

I. 労働 labor <日常的反復行為・私的行為・自然的行為>

・肉体の生物学的过程に対応する、生命維持のための行為 [生物としての必要に由来]

II. 仕事 work <非自然的行為>

・理念を対象化して、人工物の世界を形成する行為（耐久性をもつ製作物を作る行為）

・「美」や「卓越性」を行為の価値基準とする [人間ならではの行為であると云える]

III. 活動 action <集合的行為・自由な創造的行為>※Arendt のキモ

・自然や事物と孤立し成り立つのではなく、複数の人々との関係性で成り立つ自発的行為

・複数の人々の協働を基盤としている [人間はこの活動 action を通じて現出する]

★Arendt によれば、活動こそが政治の最大の必要条件であるらしい

i) 古代ギリシャのポリス：活動が中心

ii) 近代になると、産業化により、仕事が最大の価値を有するようになる

iii) さらに、大衆消費社会の到来により、労働が最大の価値を有するようになる

人間の生命維持と拡充こそが決定的に重要

⇒このような場では、

本来自由で平等な市民がロゴス【理性・言論】を媒介に公共の事柄に関わっていく集合的行為

すなわち Arendt の考える真の政治は、全くもって期待できない

●現代の政治は、画一的行動に基づく技術的管理業務になり下がっている、というわけである

c. 批判

●非ゼロ・サム的権力觀は「対立」や「抑圧」という要素を考慮していない点で不十分

⇒ゼロ・サム的権力觀と非ゼロ・サム的権力觀をバランスよく考慮する必要性あり

(権力は二面性を有せざるを得ない、ということである)



④ 「政治権力」と一般的の権力

★ 「政治権力」の特徴

I. 持続的であり、客觀化・制度化された権力 (ex.統治機構の整備)
II. 一定地域の住民すべてに服従を要求する権力 ★一定領域内の物理的強制力を独占している権力 (ex.近代化に伴う中央集権化)
III. 正統性 legitimacy が決定的に重要である権力 ★支配には、「正統性（：支配の倫理的・道徳的正しさ）」についての人々の了解が必要
IV. 公共性を有する権力…公共性こそが正統性の根拠 ★政治権力は、公共の利益を実現することによってその正統性が認められる、と云える



4. 権威と正統性

(1) 権威 authority

★一般的な権威：ある人の命令などが肯定的に受け入れられる時に、「権威がある」とされる

⇒強制的でなく、対価要求が無いという点において、権力とは異なっている

①権威に対する見方

a. 現象そのものに関して

★Herbert A. Simon による定義

他人からの通信を、その内容を自身で検討せずに、しかし進んで受容する現象。

b. 受け手の認識に関して

★Bernard Crick による定義

人々が必要と認める何らかの技術を行使する能力をもつ人物に対して、人々が与える尊敬。

c. 決定の権利・権限に関して

★Talcott Parsons による定義

一定の意思決定を行い、これによって集合体を拘束する正当化された権利

d. 主体そのものに関して cf. authorities 「当局」

②権力と権威

★権威があれば、物理的強制力や経済力がなくても人々の服従を調達できる

⇒少数者が多数者を支配できるのも、多数者が少数者に権力を委任できるのも、権威による、というわけ

★あらゆる権力は自己を権威として正統化しようとする

③権威主義とは

I. ある正統的権威が、自身を説明し、かつ論拠を提出するのを拒否すること

II. 一つの領域でその権威を認められ獲得している人物や団体が、その権威を他のあらゆる領域にまで広げようと試みること



(2) 正統性 *legitimacy*

★正統性：支配の倫理的・道徳的正しさ（これが被支配者に受け入れられた時、その支配は正統性をもつ）

①Max Weber の「支配の諸類型」

★Weber、正統性を「人々の信仰・信念」という観点からとらえる（「この支配は正しい！／正しくない！」）

⇒人々が信じていれば、その支配に正統性がある、とした

（政治権力に対する忠誠心こそが正統性である、といえよう）

★「正統性の信仰＝支配の基礎」であり、物質的／情緒的動機だけでは不十分である

⇒そして、その正統性には三類型が存在する

a. 伝統的支配

昔から妥当してきた伝統の神聖性と、これらの伝統によって権威を与えられたものとの正統性とに対する、日常的信仰に基づいたもの

★支配が伝統に従っている、ということが正統性の根拠になる（「昔通りにやっているのなら…」）

★農耕社会において中心的であった支配であると云える…「不变」こそが最重要の社会

★先例に従った決定によることで、支配者の自主性を発揮することは困難である

★Weber の掲げた例としては、長老制（合議支配）／家父長制（世襲支配）／家産官僚制、がある

●家産官僚制：領土・人民を君主の所有物とする→支配者の個人的官僚（家産官僚）が存在

⇒これにより、比較的恣意的な支配が可能となる

b. カリスマ的支配 cf.カリスマ…超自然的・超人間的・非日常的資質

ある人と彼によって啓示されあるいは作られた諸秩序の神聖性・又は英雄的力・又は模範性、に対する非日常的な帰依に基づいたもの

★支配者個人への信仰が基礎となっている

★カリスマ的支配は、伝統的支配／伝統的秩序の変革が可能である

（歴史上の例でいえば、モーゼ、ナポレオン、ヒトラー、毛沢東などが挙げられる）

★Weber によると、カリスマ的支配が日常化すれば、伝統的 or 合法的支配になる

（カリスマの後継者問題などを想起すればよい）

c. 合法的支配

制定された諸秩序の合法性と、これらの秩序によって支配の行使の任務を与えられた者の命令権の合法性とに対する信仰に基づいたもの

★支配が合法的であることこそが正統性の根拠であるとされている

★「法の価値」（非人格）への信仰に基づいている

⇒特定の人格への信仰に基づくカリスマ的支配とは異なっている

★合法的支配は、極めて近代的な現象である

…人間関係が明示的ルールにより予測可能になる、という近代の特質に基づいている

（現代社会において、もっともポピュラーな支配である、とも云えよう）

★Weber によると、「最も純粹な合法的支配」＝「官僚制的行政幹部による支配」である

●近代官僚制の特質 cf.家産官僚制の特質…君主の財産としての官僚制



- ・規則による規律
- ・明確な権限
- ・階級構造 [ヒエラルキー]
- ・行政集団の分離
- ・官職占有の排除
- ・文書主義
- ・任命制
- ・(人格的に自由な人間による) 契約制
- ・資格任用制
- ・貨幣定額俸給制
- ・専業制
- ・規律ある昇任制 etc...

d. Weber 理論への批判

- ★Weber、信念・信仰のみを前提としている経験的な議論を展開
- ⇒どのような支配が正しいのか、ということを判断する基準が出来ない
- (すなわち、規範的正統性概念が欠けている…これは必要なのではないか?)
- ★この「規範性」を考えたのが、次の Habermas の議論である

②Jürgen Habermas による正統性の議論

- ★Habermas、「正統性には、社会構成員間のコミュニケーションによる理性的合意が必要」とする
- 【前提】1960年代：先進資本主義国で政府への不信感増大に伴う、社会運動の大々的高揚
- ⇒「後期資本主義における正統性の危機」と Habermas は捉える
- ⇒「後期資本主義におけるシステム統合と社会統合の矛盾」を考えた

★後期資本主義

- 自由主義的資本主義（19世紀～）：個々の主体が小規模
 - …市場メカニズムによる、主体同士の商品交換が、社会の安定を実現させるとされていた
 - ⇒正統性の根拠は、国家が市場原理を保証することにあった
- ところが、
- 後期資本主義（20世紀～）：寡占化が進展
 - …市場原理の欠陥が明らかになり、国家による市場への介入が増加
 - ⇒正統性の根拠は、このような政策によるシステムの管理、ということになった
 - つまり、国家はシステムの機能障害を除去することで正統性を維持することとなった

★システム統合と社会統合の矛盾

- システム統合：政府による国家社会の管理
 - (自然や物と同様に、人間もコントロールしてしまおう！という発想)
- 社会統合：メンバー相互のコミュニケーション的行為により行われる統合
 - 〔人間は意味付けや妥当性を求める存在であり、そんな人間は、コミュニケーション的行為を行うことで、妥当な社会的規範についての合意を形成する、という発想〕
- どう矛盾するのか？
 - …システム統合が社会統合を脅かすことこそが、正統性の危機となる！と Habermas は語る
 - A) 複雑な現代社会では、一つおかしくなるとすぐにシステム管理がうまくいかなくなる
 - だがその一方で、国民の政府への要求や期待は増大していく
 - しかしそのような要求や期待に、政府は応えられず、国民の不満は高まっていく
 - I) 政府による国家社会の管理が増加することで、管理行政が法制化されていく
 - そうなると、市民の自由な行為の領域が覆い尽くされていく（「**生活世界の植民地化**」）
 - このような社会は、人間関係がモノ（貨幣・権力）を媒介にしてのみ成立する社会であり、コミュニケーションという相互行為は排除されてしまうので、社会統合は脅かされる
 - そうなると、メンバー間の合意の基礎は崩壊するので、「正統性の危機」となる



cf.正統性の危機は、**動機付け**（社会の価値や規範の内面化）の危機と連動する

…コミュニケーションが排除されるから

★Habermasによる解決策

- 社会のメンバーによる**実践的討論**こそが、正統性回復に必要であるとした
(すなわち、システム統合ではなく社会統合のレベルで、正統性の問題を解決すべきと主張した)
- 実践的討論を通じて、妥当な規範に対する**理性的合意**を形成することが重要であり、
これにより作られた規範こそが正統性の基盤になる、と **Habermas** はいう

【補】Samuel P.Huntingtonによる**民主主義の統治能力 governability**論

★**Huntington**、正統性の危機に対して、人々の合意形成ではなく**権威の増大**により対応すべきと主張

★1960年代のアメリカ…公民権運動・女性運動・消費者運動など高揚

- デモクラシーが高揚し、政治参加が拡大していった
こうなると、アメリカ政府の機能は拡大し、活動的になっていった (ex.「偉大な社会」計画)
しかしその一方で、政府や大統領の権威は減少していった
- 利益を統合する **input** は衰退するが、官僚制のような **output** は増大していったことで、
demand overload (要求の過負荷) が発生し、これが統治能力の危機をもたらした

★**Huntington**、「民主主義による節度・自己犠牲」こそが、統治能力の危機を解決するのに必要という

- 民主主義が通用するところには限度がある (ex.大学・軍隊) し、ある程度の無関心は大事

★政治参加を抑制しようとした点で、**Huntington** は **Habermas** とは対照的である



5. 自由と自由主義

(1) 自由 liberty

★「自由」は奥が深い

古代ギリシアより、自由は大事だと思われているが、「自由とは何か?」ということをつきつめるとよくわからなくなる→それを考えてみよう

★政治学における「自由」の土台として、次のものがまず挙げられる

①Isaiah Berlin の自由論—「二つの自由」—

★そもそも、政治的／社会的自由の本質は「私の領域に、他人や事物が干渉しないようにすること」である

★しかし、上記の本質というものは、全く無制限に行われるものではない

⇒そこで、自由についての二つの問い合わせられてる

Q1. 「ある行為主体が干渉されることなく放任されるべき範囲はどこまでか?」

⇒この問い合わせ、「干渉の欠如としての自由」=「**消極的自由**」が導かれる

自由：誰にも妨害されたり強制されることなく、自分がしたいことを行えること

Q2. 「行為主体に干渉する場合、その根拠は何か、干渉するのは誰か?」

⇒この問い合わせ、「自己支配としての自由」=「**積極的自由**」が導かれる

自由：何をどのように行うか、何を行ってはならないか自分で決定し、それに従うこと

(自分自身が行為に干渉する権力となることで、自由になれるのだ)

ex. 「酒飲んだらあかーん」と言われるには不自由であるが、

「酒なんかいらーん」と言うのは自由（積極的自由）である

★Berlin はここで、「積極的自由は意味変容した」と主張する

●積極的自由の基礎：自己支配の観念

しかし、この観念は、一つの人間を二つの自己へと分裂させてしまう

{ i) **真の自己** : 正しく、理性的で、自律的な自己
ii) **偽りの自己** : 誤りで、情念的で、他律的な自己

●「**真の自己支配**」… i) が ii) を支配している状態（**自己実現としての自由**）

情念・欲望・偏見・誤謬から自己を解放し、理的に自己決定出来ることこそ、真の自由なのである

●ところが、上記のような考え方には、個人を超えて社会全体へと拡張されてしまう

⇒社会が、理性的自己支配を目指す人々と、そうでない人々に二分される

ここでは、前者が後者を支配することも自由の実現とみなされてしまう（「**自由への強制**」）

すなわち、理性の名の下に、権力への服従を自己支配と同一視して、支配と抑圧を正当化してしまう（Berlin はこれを問題視している）

●ゆえに Berlin は消極的自由を支持する

積極的自由：**価値一元論**と関係（唯一の価値は存在し、皆が理的になればそれは分かる）

⇒これは**全体主義**に結びつく

消極的自由：**価値多元論**と関係（生の目的は多様であり、それに応じて究極的価値も多様）



⇒多様な価値に応じて自由の範囲もルールで定められるべきだとし、
これは**自由主義 liberalism**につながる

②Charles Taylor の自由論—「行使概念」と「機会概念」—

★**行使概念**としての自由：自分自身とその生の形態を実際に決定出来ること

これは**Berlin**のいう積極的自由に該当する

★**機会概念**としての自由：さまざま生の形態が開かれていること

これは**Berlin**のいう消極的自由に該当する（あくまで選択肢があるかどうか、のみ問題視）

★**Taylor**によれば、**自由を機会概念として理解する**のは問題がある

⇒そこで**Taylor**が重視したのが、「**道徳的存在としての人間**」である

●人間はさまざまな欲求を抱えているが、その全てをそのまま満足させようとはしない

→自らの目標に応じて優先順位をつけたり、取捨選択したりする

●つまり人間は、何らかの価値の実現を目指す目的志向的存在であり、価値について道徳的選択を行う

⇒すなわち人間は、道徳的に自己の在り方を表現する（**道徳的存在**）

●ゆえに、ただ多くの選択肢があるだけ（消極的自由）では、道徳的選択が行われておらず、

道徳的に自己実現がなされていないので、**真の自由**とはいえないものである

③共和主義的自由論…人間と国家とをアナロジカルに捉える自由論

★国家の自由と個人の自由

●古代ギリシャでは、市民とは**自由人**（外部に従属せず、自らの意思に従い自らを治める存在）であった
⇒すなわち「**自由な国家**」とは、独立を維持し自治を確立した政体のことであって、

その市民に対して国家は、国家が享受するのと同じ自由を与えるわけである

●ここでは、国家にとっての自由と個人にとっての自由とがアナロジーになっており、
政体の自由（自治）と個人の自由とは密接不可分であることが分かる

★国家の自律と個人の自律とが結び付けられるのに伴い、自由と参加とが結びつく

⇒自由な国家は市民にも自由を保障することで、その事由が公共的活動への参加（政治参加）と結びつく
いいかえれば、政治権力確立のための公共的活動への参加が、個人的な自由の確保に繋がるわけである

★**Berlin**のいう**消極的自由**は、国家や政治権力から逃れた領域のみを確保しているにすぎず、
そうなると市民はしばしば、自由を享受する際に私的領域に閉じこもってしまい、
公共的活動への参加【政治参加】を忌み嫌うこととなってしまう

★**Berlin**のいう**積極的自由**と**共和主義的自由**との関係

●両者とも、自己支配を行うという点で似るが、

{ ●**積極的自由**：何らかの道徳的理想的を含む

●**共和主義的自由**：道徳的理想的よりも政治的共同体の独立自治による市民的自由を重視しがち
⇒ここには、道徳や理性の名における自由の強制は存在しない



(2) 自由主義 liberalism

★liberalism…多義的（「自由を大切にする」ということは、文脈により意味が異なってくる）

⇒特定の思想家により考えられたものではなく、歴史的に構築されたものである

★多様な liberalism の共通点：個人主義の理念【個人の自由を尊重】

→この理念に基づき、絶対的権利・権力を否定するとともに、個人の生命財産の保護・権力分離等が議論される

① 古典的自由主義

a. John Locke (1632-1704)

★社会契約論 cf.背景…絶対主義権力からの個人の保護

人々は自然権を保障するために社会契約を結び政府を設立し、自然権を守る限りにおいては政府の権力行使は正当化される

●自然状態において全ての人々は、生命・自由・財産についての自然権 natural rights をもつ

→これを侵害するのは自然法 natural law により否定されている

⇒ゆえに人々は自然法を実行力あるものにするために契約を結び、政府を設立（社会契約）

●ようするに、政府の第一の役割とは自然権の保障なのである

（公平な裁判者・強力な執行者としての役割が大事になる）

●Locke、労働の成果であるところの財産も、生命や身体と同様の私に固有のものとした

⇒私有財産の権利【所有権】の重視

●また Locke は、信仰など内面の問題については、政府は立ち入るべきではないとした

⇒政教分離原則など、内面的自由の尊重

★Locke の社会契約論は、自由主義の源流となり、アメリカ独立革命やフランス革命などに影響を及ぼした

b. Adam Smith (1723-1790)

★神の見えざる手

私的利息を追求する個人の自由な経済活動が自然に調和に至ること

●Smith、国家の機能は国防・司法・初等教育・公共事業であると考え、それ以外を範囲外とした

●Smith によれば、人間は何よりも自己利益【私的利息】を追求する利己的な存在であるのだが、

「その人間が公共の利益をむしばんで社会を崩壊させる」といったかつての考え方ではなく、

「個人の自由な経済活動により自然と調和へ向かう」とした（←「神の見えざる手」）

●ゆえに Smith は、「正義の法」を犯さない限は、各人の自己利益追求に伴う自由競争を認めるよう主張

⇒この「自然的自由の秩序」を実現するために国家は、

あらゆる特権や制限を廃し、経済活動への介入を最小限にとどめるべきとした

★この Smith の考え方には「自由放任主義 laissez-faire」として名高い

② 自由主義の変質 (new liberalism) … 「国家の役割」という観点に着目して

a. T.H.Green (1836-1882)

★Green、これまでの自由を、Berlin のいうところの「消極的自由」のようなものであったとし、

彼自身は、Berlin のいうところの「積極的自由」のようなものを考え始めた

★すなわち、Green にとっての真の自由とは、



真の自由：価値のあることを他者とともにを行い、享受する能力

- Greenによれば、人間の究極的価値基準は人格であり、人格の完成こそ「最高善」とした
⇒また、人々の人格の完成は、それをめぐる利益対立が起きないことから、「共通善」であるとされた
- しかし、この「共通善」の達成は一人では不可能であり、社会の他の構成員とともに追求せねばならない
⇒これを成し遂げる力や援助する力も「真の自由」である、と Greenは考えた

★国家は本来、共通善を促進するための制度であるため、

国家はその力を市民の道徳的人格の発展に寄与させねばならない、とも Greenは語る
⇒すなわち、市民の道徳的人格の発展の障害を除去するために、国家は市民生活に介入すべきとした
(ex.初等義務教育、飲酒制限、土地私有規制 etc.)

b. L.T.Hobhouse (1864-1929)

★調和の原理

- 社会生活の理想とは倫理的調和の実現であり、社会とは全体が調和的に発展する有機体である
(すなわち、ある部分の発展が他の発展を促すわけである)
- Hobhouseは Green同様、自由の基礎に人格的発展の理念を設定する
⇒有機体としての社会にとって、人格的発展は共通善であるから、
共通善の追求は、公共の責任であるのと同時に、個人の権利でも義務でもある
- 人格的発展のためには、個々の人格がもつ自律的能力が重要になるわけであるから、
國家の機能としては、人格の自律的発展に必要となる条件を市民に保障することが重要になる
(要するに、普通の健全なる市民が自己管理をする条件を確保できるようにしてやることである)
⇒「積極的国家」という
- Greenは単に外的障害の除去しか考えていないが、Hobhouseはもう一步踏み込む
⇒積極的国家においては、労働の権利や生活給の権利といった、市民の権利の拡大が伴うが、
一方で、私有財産への一定への規制も伴うこととなる、と Hobhouseは語る

★「財の社会的概念」

あらゆる財産や富は、個人的基礎だけではなく、社会的基礎も有する

- すべての財産は社会的なものであり、それを持つ個人だけに属するものではない
⇒社会により個人の財産は安全を保障されているため
- ゆえに、個人の努力によらず社会的基礎により得られた富は、社会に還元されるべきと主張した
(ex.投機所得・不労所得への課税・累進課税制度 etc.)
⇒これにより得られたお金は、公共目的のために支出される(富の再配分)

c. John Maynard Keynes (1883-1946)…new liberalismの考え方を具体的な政策で提示

★自由放任主義 laissez-faire の批判…根拠が形而上学的であり実現不可能！
⇒Smithのいう「私的利害が公共利益にかなう」という理論には保証がない
⇒国家の介入は、常に不要・有害として否定されるべきものではない！と Keynesは語る

★Keynesの政策

- 不況期…有効需要が不足
⇒市場メカニズムだけでは完全雇用の達成は不可能なので、政府による有効需要管理政策の実施を主張
例1：金融政策…通貨供給量や利子率を操作



例2：財政政策…投資の社会化（公共事業の大々的実施など）による、失業者の雇用

- 完全雇用・経済成長のために、マクロ的経済政策を取るべきである、と Keynes は主張
⇒以後、マクロ経済政策が政府の重要課題になっていく

★Keynes 理論により、liberalism は社会主義を採用することなく脱 laissez-faire 化が可能となった

- 自由主義、政府による一定の介入（福祉政策・所得再分配・マクロ経済運営 etc.）を支持
(ex.1942 ベヴァリッジ報告)
⇒自由放任の放棄、ケインズ主義的福祉国家の出現・定着へ

③新自由主義 (neo-liberalism) cf.「neo」…「復活」というニュアンス

a. Friedrich August von Hayek (1899-1992)…新自由主義の先駆的業績をあげる

★Hayek、19~20世紀にかけて liberalism は変質し「集産主義」と妥協、と批判

⇒福祉国家建設はナチスと同じ道を辿っているとし、本来の liberalism の再構築を主張

- 集産主義：社会全体とその全資源を单一の目的に向けて組織化する思想 ex.社会主義…計画経済
→ここでは共通の目標についての合意形成は不可能（単一の価値などありえないから）、独裁に
→この独裁は単に経済活動だけにとどまらず、個人の政治的・経済的自由をも抑圧→全体主義へ

★Hayek によれば、市場は自生的秩序である

- 自生的秩序：意図しない結果として生じ、自律的に機能するもの（誰かが設計したものではない）
●福祉国家は自生的秩序である市場を管理しようとするが、
いかなる政府も市場における個々の決定についての十分な情報を持てない
⇒政府による市場の管理など、そもそも不可能である

★さらに Hayek は、正義も幻想にすぎないという

- 正義：行動の手続きにのみ適用されるものであり、結果に関しては適用されない
⇒市場活動で不平等が生じたとしても、それは不正義ではない
すなわち、富の再配分がすなわち正義であるというのは大間違いである

b. Milton Friedman (1912-2006)…新自由主義の理論的確立

★マネタリズムという考え方

- Friedman、ケインズ主義的経済政策（完全雇用 etc.）は無意味・無効であると批判
→Keynes の拡張的経済政策はインフレをもたらすだけであり、完全雇用など不可能である
●そこで Friedman は、インフレの抑制を最重要課題とし、そのための貨幣供給量の固定を主張

★さらに Friedman は、あらゆる局面において政府の役割を極小化し、市場メカニズムへ委任することを主張

- ようするに、「政府は余計なことしたらあかん！市場メカニズムに任せとけばいいんや」ということ
(例) 諸規制の撤廃、民営化、学校バウチャー制（←一種の教育民営化）の導入 etc.

c. 新自由主義の実践

★背景…1970年代後半における先進国の経済危機（←石油危機などが影響）

⇒これにより先進諸国で福祉国家批判がおこる

★1980年代より、イギリスの Thatcher 政権やアメリカの Reagan 政権が新自由主義的政策を行う
→「小さな政府」を標榜、市場メカニズムへの委任すすめる (Thatcherism, Reaganomics)



6. デモクラシー (democracy)

★デモクラシー…「demo」(民衆による)「cracy」(支配)

→この概念、価値観にかかわる…論争多い【その定義方法がその人の価値観を表しているとも云える】

(1) デモクラシーとは

①歴史的に見たデモクラシー

★デモクラシーという概念は、どういう風に受け止められてきたのであろうか

⇒現在ではデモクラシーは「あるべき姿」「理想的」であるとされていたが、

昔はデモクラシーにはいいイメージが無かったのである

a. 古代ギリシャのデモクラシー：政体としてのデモクラシー（現実の政体〔民主政〕のことを指す）

★Aristotle の政体論…支配者数と健全度により6種類に分類し定義

	支配者が一人	支配者が少数	支配者が多数
健全である	王政	貴族政	ポリティア
墮落している	僭主政	寡頭政	民主政（デモクラティア）

→ここからも分かるように、

初期のデモクラシーには「不安定」「非合理」というイメージが付きまとっていた

●民衆に合理的な判断は無理であり、そんな民衆が権力を有すると何をしてかすか分からない、
という衆愚政治的なイメージがあったわけである

b. 近代のデモクラシー：理想の政体として理念化される（←Rousseau らの啓蒙思想家による）

★理念化されたのち、市民革命により実際にデモクラシーという政体の成立が起こる

⇒では、デモクラシーという概念は広く受け入れられていたのであろうか…？

c. 18～19世紀のデモクラシー

★この頃のデモクラシー概念、支配層（ブルジョワ）や知識人層に広く受け入れられてたわけではない！

⇒つまりデモクラシーとは、大衆を基盤とする急進派が自らの政治参加を求めるために用いた語である
(ex.フランス革命当時のジャコバン派)

⇒支配層にとってデモクラシーは、相変わらずろくでもないものだったのである

★そういう支配層が何を重んじていたかといえば、自由主義であった

⇒ここで、自由主義とデモクラシーとの対立が起こる

（デモクラシーは自由主義を脅かすものである、と捉えられていた）

（例）アメリカ合衆国建国の父たちの間でも、このような対立は見られた

●Thomas Jefferson (独立宣言起草者)：デモクラシー支持

●Alexander Hamilton, John Jay, James Madison (憲法制定の中心)：反デモクラシー的

⇒彼らは、「人民の多数意志は偏見や激情等で曇らされるので、

議会にあまり強い権限を持たせることはたいへん危険である」と考えた

⇒つまり彼らは「多数の專制」ということを恐れたのである

（実際に当時の各州議会では、債務者（農民）の権力が債権者（商工業者）を凌いでいた）



★よって彼らは立法府の力を抑えるために、「**抑制と均衡の原理**」を合衆国憲法に取り入れた

(ex.三権分立、大統領と議会との関係、連邦制 etc.)

cf.彼らは以上のようなことを「The Federalist」という冊子で表明したため、

彼らのことを「**フェデラリスト**」と呼ぶことが多い

d. 19世紀のデモクラシー

★各国で民衆の政治参加が進展（普通選挙の実施、拡大）

⇒それに伴い支配層もデモクラシーを取り込んでいくようになり、自由主義とデモクラシーは和解

⇒「**リベラル・デモクラシー**」の成立

e. 20世紀前半のデモクラシー：デモクラシーが**権威**をもつようになる

★第一次世界大戦が決定的に重要な役割を果たす

●アメリカの参戦、デモクラシーの大義のため (by **Thomas Woodrow Wilson** 大統領)

⇒第一次大戦、デモクラシー擁護＆専制打倒のための戦争として規定されることに

●第一次大戦後、多くの国で王政に代わりデモクラシーが実現される

f. 20世紀後半のデモクラシー：権威の確立と中身の対立

★第二次大戦後、その権威は確立するも、中身についての議論が高揚（←東西対立に対応）

●西側：**リベラル・デモクラシー（自由民主主義）**

→議会制度に基盤を置き、「自由」が主要な価値となる

よって、複数政党制や政権交代の可能性などが認められている

●東側：**ノンリベラル・デモクラシー（プロレタリア民主主義・人民民主主義）**

→経済的平等実現のため、資本家の権力を取り除き、人民による支配を目指す

そのためには労働者階級による前衛政党（共産党）が独裁権力を握るべきとされ、

複数政党制や政権交代の可能性などは認められていない

②デモクラシーと民主主義

●普通「デモクラシー」は「民主主義」と訳されがちであるが…

★「主義」(~ism) とは「理念」「哲学」のことであるが、

もともと「デモクラシー」は理念ではなく現実の政治のあり方を示す言葉であり、

さらに現在でもデモクラシーは、①抽象的理念 ②現実的政体、の両方を示している

→ゆえに内山融は、「デモクラシー」を「民主主義」とは訳さない

●当然ながら、理念と現実との間にはギャップがあるので、分けて考える必要がある

③理念としてのデモクラシー…全人民による決定

★「**治者と被治者の同一性**」(by **Karl Schmitt**)

→このとき、**政治的決定=「人民の意志」の具体化**、となる

★これが理想とされるのは、これにより自由と平等が達成されるからである

●自由：自分で自分の支配が可能であること

●平等：政治参加の平等、(それにより達成される) 経済的平等

※「自由」と「平等」との背反については、ここでは目をつぶる

★この「理念としてのデモクラシー」は、近代になって初めて **Rousseau** らにより理念化された



④制度としてのデモクラシー

★理念としてのデモクラシーを実現させるためには、それを政治制度に移さねばならない

→そのようなことは現実には可能なのであろうか

⇒考えられる手段として、**直接民主制と間接民主制**の二つある

a. **直接民主制**

★全国民が参加する会議で決定が行われる

★代表的論客：Jean-Jacques Rousseau

●代表制デモクラシーを批判

「イギリスの人民は自由だと思っているが、それは大間違いです。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのこと、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民は奴隸となり、無に帰してしまう。あかーん」

★ここで Rousseau は、直接民主制を主張

●人民全体の集合体の意志（一般意志）こそが主権者となる ※一般意志は多数決による

●主権とは、この一般意志の行使なのであり、国家はこの一般意志によって治められねばならない

●一般意志実現のためには、民衆が個人として政治に参加する必要がある（徒党などを組んではならない）

cf.特殊意志（個人の欲望を満たす意志）や、その集合体たる全体意志と一般意志とは違う

★批判

●直接民主制、小規模で単純な集団ではないと難しい

→大規模で複雑な集団では、利害対立が起こりやすく、実現は到底不可能

●現代情報化社会では直接民主制は可能ではないかという主張があるが、内山融はこれに反対している

①決定ルールをどうするのか、という問題

②選択肢を誰が作るのか、また結果を誰が集計するのか、という問題

③国民個人の利益を集計したものが即 Best であるとは限らない、という問題

④多数決のパラドックス

⑤個人の意志がア・プリオリなものとして考えられている

⇒これは外から変えられる（政治的リーダーの利益統合・価値統合による合意形成が重要）

b. **間接民主制（代表制デモクラシー representative democracy）**

★選挙民が自らの代表者たる議員を選挙し、その議員が議会において決定を下す制度

★代表制デモクラシーにより、「全人民による決定」という理念は果たして実現できるのだろうか？

→このことを考えたのが、次に挙げる Joseph A. Schumpeter である



(2) 「二つのデモクラシー」論 (by Joseph A. Schumpeter)

①古典的デモクラシー理論…「全人民による決定」という理念は代表制デモクラシーで可能、とする理論

a. 古典的デモクラシー理論によるデモクラシーの定義

デモクラシー：政治的決定に到達するための一つの政治的装置であって、人民の意志を具現するために集められるべき代表者を選出することによって人民自らが問題の決定をなし、それによって公共の利益を実現しようとするもの

●つまり、「目的」：「人民自らの決定」／「手段」：「代表者」、とする定義なのである

b. Schumpeter による批判

①全人民が一致できるような**公益**は存在しない

●価値観は個人により違うため、「公益」なるものの内容も個人や集団によって異なる

⇒唯一の交易を前提にしている「一般意志」などがあるわけがない

②「**世論**」や「共通の意志」といったものは合理性を持たない

●人間が明確な意志をもって様々な事実を理解し合理的判断を下せる範囲は、身の回りのことだけ

⇒政治においてはそんなん2万パーセント無理

●むしろ人々は、非合理な偏見やら衝動に動かされやすい存在なのである

★つまり「世論」なるものは、人々の明確な意志の表現ではなく、支配者により作り出されたものである

⇒よって Schumpeter は、理念としてのデモクラシーを現実のものとするのは不可能、と断じた

②もう一つのデモクラシー理論

デモクラシー：政治的決定に到達するために、個々人〔政治家〕が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより決定権を得るような制度的装置

a. 特徴

①「**政治家の競争的闘争**」が中心的概念

★古典的デモクラシー理論とは全然違う

→「人民による決定」が中心的概念であり、「代表者（政治家）」は手段にすぎなかった

★ようするに Schumpeter は古典的デモクラシー理論を逆転させたのである

⇒人民の役割は政府を作り出すこと、とした

②**leadership** の強調

★古典的デモクラシー理論では、人民自身の決定を重視し、leadership については語られなかった

★これに対して Schumpeter は leadership を強調した

③政治過程における**集団**の役割

★古典的デモクラシー理論では、個人中心に考えられ、集団については軽視されていた

★しかし Schumpeter は集団の役割に注目 (ex.政党)

④『**経済における競争**』とのアナロジーとしての政治競争を強調

（例）完全競争／不完全競争の区分 etc.

⑤「**個人の自由**」との関連性

★「（政治競争への）参加の自由」「討論の自由」etc.といった自由とデモクラシーは関係が深い、とした



⑥人民による「政府追放機能」の設定

★人民は政治家の「再選の拒否」を通じて、政府を統御できる、とした

⑦「多数決による決定」≠「人民の意志」という定義

★デモクラシーは「人民の意志の具現化」ではなく、

他者よりヨリ多くの支持を受けた人間が政府をコントロールする、ということと Schumpeter は定義

⑧「議会」「政党」の定義

★「議会」：権力・官職を獲得するための競争的闘争が行われる場

★「政党」：そのような競争的闘争において、協調して行動する人が集まつたもの→政党間の争いが発生

★ようするに Schumpeter は、「理念としてのデモクラシー」は現実性に乏しい、と主張した

(すなわち、古典的デモクラシー理論を批判)

●理念としてのデモクラシーと制度としてのデモクラシーは一致しない（代表制デモクラシーでは無理）

⇒ただ両者のギャップを明らかにしただけである

★Schumpeter のこの理論は、その後のデモクラシー理論に決定的な影響を与えた

b. Schumpeter 理論の問題点…「本当に現実的であるのか？」

★Schumpeter、エリート主義的なものに価値を置いている

→一見すれば経験的理論を述べているように思えるが、実は規範的理論であると云える

⇒ゆえに、必ずしも Schumpeter の理論が正しい、とは言えないわけである

★問題点

①理念としてのデモクラシーの意味、すなわち「政治参加の意味」の軽視

②「公共の利益」は存在しない」と断言していいのか…

cf.多元主義論においても同様の断言が見られるのは、Schumpeter の影響であると云える

★「公共の利益」の定義

●「構成員全部が共有できる利益」？…これは確かに存在しないと断言してもよい

⇒だからといって不要なのか？

★皆が私的利益だけを追い求めてしまえば、社会は成り立たない(ex.「公共財」の存在)

⇒ゆえに、社会の成立に必須なものこそが「公共の利益」であると、内山融は主張している

★ゆえに、政府が「公共の利益」のために行動することは大事なのだ



7. 現代のデモクラシー理論

★多極共存型デモクラシー (by Arendt Lijphart)

①多元社会におけるデモクラシー

a. 定義

多元社会：宗教・言語・民族・イデオロギー・人種などの亀裂 cleavages により、区画 segments に分断されている社会

★多元社会においては、各区画ごとに政党・利益集団・メディア・学校などが組織される

b. Lijphart の議論

★従来の既存理論では、多元社会においては安定したデモクラシーの達成・維持は困難だと言われていた

⇒しかし Lijphart はそのような「常識」を覆そうとし、

多元社会においても安定的なデモクラシーの達成・維持は可能である、と主張した

(これを「**多極共存型デモクラシー**」**consociational democracy** と呼んだ)

②既存理論

★**同質社会** (esp. イギリス)においてのみデモクラシーは安定し、多元社会ではそれが不可能、というもの

⇒では、その理由は？

a. 理由 I

★同質社会においては、政党・利益集団・メディアなどが自立している

→ゆえに各々の機能が分化し、境界が維持され、その間で **Check and Balance** の機能が作用する

⇒よってデモクラシーは安定する

★一方で多元社会においては、各区画の中で政党・利益集団・メディアなどが相互浸透してしまっている

→これでは Check and Balance の機能は作用せず、区画間対立が激しくなり、デモクラシーは不安定に

b. 理由 II

★同質社会においては、個人がさまざまな集団に重複して加盟している

→ゆえに個人は、様々な集団から心理的な**交叉圧力**をうけるため、穏健・協調的な政治姿勢を取りやすい

★一方で多元社会においては、集団が分立し、その構成員も一つの区画に集中しがちなので、

重複加盟はなされない

→これでは交叉圧力に欠けることになり、各々の区画が極端な主義主張を有することとなってしまう

c. 理由 III

★同質社会においては、二大政党制が成立しやすく、それにより利益集約機能が作用しやすい

→これにより統合的秩序が生み出される

★一方で多元社会においては、多党制が成立しやすく、それでは利益集約機能は作用しにくくなり、

必然的に統合的秩序は生み出されないようになる



③Lijphartによる既存理論の批判

★多元社会でも安定している諸国の指摘

- オランダ：カトリック vs プロテスタント、社会主義 vs 自由主義
- ベルギー：ワロン人 vs フラマン人、カトリック vs プロテスタント、社会主義 vs 自由主義
- スイス：ドイツ語圏 vs フランス語圏 vs イタリア語圏、カトリック vs プロテスタント
- オーストリア：カトリック vs 社会主義 vs 自由主義

★こうした国は多元的ではあるが、安定したデモクラシーを維持している、と Lijphart は指摘

⇒その上で Lijphart は、多元社会でも安定的デモクラシーの実現は可能、と主張

★イギリスをモデルにした既存理論との比較

既存理論（イギリス）：多数決原理を背景とした、政府 vs 反対派というモデル（ウェストミンスター・モデル）

多極共存型デモクラシー：各区画の指導者が大連合を形成し、合意により運営する、というモデル

④多極共存型デモクラシーの特徴

●Lijphart、上記四か国の分析により抽出

（1960年代の分析のため、現状に当てはまらないものの→一種の「理念型」と云える）

a. 大連合 Grand Coalition による統治

★大連合：多元社会のあらゆる重大な区画の政治指導者が参加する連合（ex.大連合内閣）

★この大連合、一般的連合理論から逸脱している点で特徴的

- 一般的連合理論…（過半数ギリギリの）小連合が成立しやすい

理由 I：小連合であれば、集団間のばらつきが小さく、政策が一致しやすい

理由 II：サイズ原理（政権に就いたときの見返りを考えれば、最小勝利連合が形成されやすい）

★では、なぜ大連合が形成されるのだろうか？

- Lijphartによれば、ゼロ・サム状況時にのみサイズ原理は成立する

（すなわち、皆が自己利益だけを考えるとき）

★ゼロ・サム状況の具体例

- i) 高度の合意が存在している同質的社会（崩壊の危険性がないため、皆が自己利益を考えてもよい）
- ii) 極度の内部対立・敵対がある社会（そもそも合意に至るのは不可能）

- これらの中間では、非ゼロ・サム状況（すなわち「協力」の存在）がみられる

⇒互いの協力により、政治的安定というプラス・サムが発生する…ゆえに大連合は形成される

★大連合の具体的形態…大連合内閣を例にして

- Lijphart、スイス・オーストリアにおける大連合内閣を理想形とした

- それでは、残りの二国すなわちベルギー・オランダは？⇒「変動的連合内閣」と呼ばれる

★変動的連合内閣…一つの政党を中心として、時と場合によりその政党がパートナーを変え内閣を組織

★変動的連合内閣は、内閣とは別の機関における大連合の形成により補完される

b. 相互拒否権…少数派に拒否権を付与する（要するに、全会一致の原則をとる）

★全ての区画が拒否権を有し、相互に拒否権の行使は可能

⇒これを認めなければ、結局のところ少数者は排除されてしまう

★これにより、ナントかして合意を取り付けようとする動きがおこる



★これと対照的なイギリスなどの多数決原理は、多元社会にはなじまない

理由I：多数決が機能するのは、多数者と少数者にほとんど意見の差がないとき→結果への不満が少ない

⇒しかし多元社会において多数決原理を導入すれば、社会に緊張状態をもたらすことになる

理由II：現在の少数者が将来多数決に転ずる可能性があるときに、初めて多数決原理は有効となる

(これがないと少数派は影響に排除されてしまう)

この可能性は、①浮動票の存在②3党以上の変動的連合内閣、が要因となり高まる

⇒ところが、上記2点は多元社会では困難である

★相互拒否権は、オーストリアでは公式に確認されており、ベルギーでは一部成文化されている

★「全会一致では、ものごとがなかなか決まらないのでは?」という問題、あまり起こらない

理由I：拒否権の濫用はマズい、ということは各集団とも理解している

理由II：いくつかの争点の連携（一括取引）など、決定をスムーズにする工夫されている

理由III：重大な決定を各区画の最高指導者同士の会談に完全委任し、そこで全て決定される

c. **比例制原理**…それぞれの区画に人口数・得票数に比例して資源や影響力を与えること ex.比例代表制

(cf.多数決原理においては Winner-take-all の原則が敷かれている)

{ 資源の配分：公務員の任命、補助金 etc.

影響力の配分：決定作成の影響力の配分（決定機関におけるポストの配分）

★この原理は、行政府へも適用される（オーストリアでは選挙結果をできる限り忠実に反映し大連合内閣形成）

★議会は比例制原理によって構成され、相互拒否権により決定されている機関である

★比例制原理、決定を引き延ばしてしまう（選挙の時には決まらない）…この点で国民投票制とは正反対

★比例制原理を拡張すると均等代表制に（多元社会がに大区画に区分される際これは有効）

d. **区画の自律性**…少数派だけがかかわる区画においては自己決定を可能とする

共通の関心対象…全区画により決定・執行

それ以外の対象…決定・執行は個々の区画に委ねられている

★これは政治を不安定にはしない、と Lijphart はいう

→区画を安定したデモクラシーの要素に転換するために、区画の自律性が必要なのである

★区画の自律性の特殊型として、連邦制がある

→区画の規律が地域と一致しているときに有効である（スイス・オーストリア・ベルギーは連邦制）

⑤多極共存型デモクラシーに有利な条件

★区画の指導者（エリート）が他のエリートと協同することこそ最重要である

それと同時に、エリートは支持者らの支持・忠誠を持続させなければならない

⇒そのための条件が以下の8つである

a. **権力の多元的均衡**が保たれていること

→このためには三つの条件が必要となる

①多数派区画（過半数）の不在…もし過半数だとその区画のリーダーは少数派を支配しようとする

②3つ以上の区画が存在

③均衡が成立する

★この三つの中でとりわけ重要であるのが、①である

b. **政党制**であること



①各区画ごとに政党が組織されることが重要

→政党は各区画の政治的代表として行為し、大連合に参加する政治家の育成の役割も担う

さらに、区画政党により区画の利益が政治過程に入力されることとなる

②稳健な多党制であることも重要（3～5つの政党、求心的、連合政権志向）

c. 小国であること

	国内的効果	対外的効果
直接的効果	エリート間の協力が容易に	他国からの脅威に敏感となり、連帯が容易に
間接的効果	利益集団や個人が少ないため、決定作成の負担が小さくなり、その分区画間の交渉に専念できる	国際政治上重要ではないため、対外政策を自重しがちになり、その分区画間の交渉に専念できる

d. 龜裂の構造…言語・宗教・イデオロギー（階級）の亀裂がとりわけ重要

★複数の亀裂の相互関係を考える…亀裂が交錯しているほうが、一致しているときよりも稳健に（交叉圧力）

★特に、階級的亀裂と他の亀裂とが交錯していることが大事である

（カトリックでも貧富の差、プロテスタントも貧富の差、なんだ結局同じじゃん(^_^)）

⇨もしこれが、「カトリックは金持ち、プロテスタントは貧しい」と亀裂が一致してしまうと恐ろしいことに

★交錯しすぎて細分化しすぎるのもよろしくない…亀裂の強度が重要

→ある亀裂の強度が他の強度より弱いと、細分化はされにくくなる

e. 包括的忠誠心（ex.ナショナリズム・宗教）…全体社会や特定の区画に凝集性を与える

f. 区画の孤立…一般的の住民が異なる区画の住民との接触を少なくするほうがよい

★明確な境界があり、かつ接触がないと、対立が減るというわけである（多元社会ならではの論理）

g. エリートによる調整の伝統…デモクラシー成立以前から存在する

h. 自己否定的予言…「多元社会では安定したデモクラシーの維持は不可能であろう」

★この予言を避けるためにエリートは共同するようになる（分断社会の危険性をそれだけ理解している）

★これらはあくまで「有利な条件」であり、「必要条件」ではないことに留意すべきである

（指導者が自由意思に基づき創造的・建設的な協同を行うことがgoodなのだ）

⑥多極共存型デモクラシーの意義

a. 「デモクラシーはイギリス型以外にも存在する」ということを明らかにした

b. 現代においてはますます多極共存型デモクラシーに着目すべきである

（多元社会は拡大している）

★多極共存型デモクラシーを理解することで、現在の日本のように安易に二大政党制を望むことは避けられる

c. もちろん、決定が遅れるなどの欠点もある…大事なのはリーダーシップである

【完】